

## 平成29年度歴史まちづくり協議会 議事録

### ■ 出席者

- |          |                       |           |
|----------|-----------------------|-----------|
| ● 市長     | 山田拓郎                  |           |
| ● 会長     | 一般財団法人住宅生産振興財団顧問      | 越澤 明      |
| 副会長      | 日本イコモス国内委員会副委員長       | 苅谷 勇雅     |
| 委員       | 市議会議員                 | 柴田浩行      |
|          | 市議会議員                 | 久世高裕      |
|          | 犬山市文化財保護審議会会長         | 長谷川良夫     |
|          | 公益財団法人犬山城白帝文庫理事長      | 成瀬淳子      |
|          | 株式会社名鉄犬山ホテル           | 川瀬憲郎(代理)  |
|          | 愛知県一宮建設事務所次長          | 今村三千夫(代理) |
|          | 愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室主事 | 住野正佳(代理)  |
|          | 愛知県建設部公園緑地課主幹         | 岩川健二(代理)  |
|          | 犬山市都市整備部長             | 鈴木茂樹      |
|          | 犬山市教育部長               | 吉野正根      |
|          | 犬山市経済環境部観光交流課長        | 中村浩三(代理)  |
| ● オブザーバー |                       |           |
|          | 中部地方整備局建政部都市調整官       | 菅原賢       |
| ● 事務局    | 教育部 歴史まちづくり課課長        | 中村達司      |
|          |                       | 後藤泰介      |
|          | 統括主査                  | 加藤由加      |
|          | 主査補                   |           |

### ■ 次第

- 1 あいさつ (越澤会長・山田市長・苅谷副会長)
- 2 報告事項
  - ① 歴史的風致維持向上計画認定状況等について
  - ② 城下町火災跡地のその後について
  - ③ 平成28年度歴史まちづくりに関する事業について
- 3 議題
  - ① 犬山市歴史まちづくり賞事業実施要綱(案)について
  - ② 犬山市歴史的風致維持向上計画の変更(案)について
  - ③ 平成28年度歴史まちづくりに関する事業の評価について
- 4 その他

## ■ 開会の挨拶

### □ 越澤会長

歴史まちづくり協議会は年に一回、年度末に開催しているが、本日も皆様お集まりいただきお礼申し上げます。

今、事務局からも配布されたが、犬山祭がユネスコの無形文化遺産に登録され、駅でもチラシを見ていると、PRの仕方も少しずつ変わってきて、いろいろ頑張っているという印象を持った。年に一回の機会ではあるが、委員の皆様にはいろいろご指導、ご鞭撻いただき、歴史まちづくりを進めていきたいということであるため、どうぞよろしく願いたい。

### □ 山田市長

こんにちは。今日は大変お忙しい中、委員の皆様にはご参集いただき、お礼申し上げたい。

今、越澤会長からも少し触れていただいたが、昨年犬山祭を含む全国の33の山鉾屋台行事がユネスコ無形文化遺産に登録され、私どもも大変ありがたいことであり、皆様にも喜んでいただけていると思っている。そのお祭りも登録後初の開催が今度の4月の第1土日に開催されるため、委員の皆様の中でもまだ見たことがない方は、是非この世界に評価された犬山祭をご覧いただきたい。祭りも無形ということであるから、車山とかからくりのように目に見える形のものではなくて、祭の背景にある自然観や宗教観、あるいは町衆たちの思い、またはコミュニティの人とのつながり、そういう無形のものであったからこそ世界に評価されたと思っている。それを育てているのが地域の風土、歴史のまちも含めた風土が育ててきたものである。歴史まちづくりと言っても単にまちの建物だけがそこにあるというだけではなくて、そこに暮らす人達の生活の匂いや祭にかける思いが、歴史的なまちの中で息づいている、一体になっていることが重要であると思う。よってこのユネスコ無形文化遺産登録をはずみにして、当市の歴史のまちづくりもさらに展開していけるといいと思っている。こうしたことは、皆様をはじめ、歴史まちづくりに長年にわたって携わってくださった方々のご尽力のおかげと感謝する次第であり、これからの歴史まちづくりにおいても引き続きご指導賜りますことをお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。

### □ 苅谷副会長

この場で何度か紹介させていただいているが、私は木曾川の下流の川島町生まれであり犬山城や犬山祭というのは小さい頃から親しんできた。こういう会合で歴史まちづくりを議論するというのは大変光栄である。歴史まちづくり法は施行されてからおよそ9年になる。だいぶ各地に普及してきており、随分皆さんが関心を寄せられている。一方では、かなり競争状態にあると考えている。地域の個性を十分に活かしたまちづくり計画を作って、それを実践していくという意味では、どのまちが最初に手をつけるかということになってくるわけであり、犬山市もしっかりとした成果を上げていただければと期待している。

## ■ 報告事項（事務局説明）

資料1～3にかけて資料の説明を行った。

### 【質疑応答】

久世委員：まず火災跡地について、28-1のホーム不動産の土地はすでに所有者が変わり、おそらく家が建っている。所有者の方から、1年ほど前からご相談いただき、まちづくり株式会社から買いたいという話もあったが、それを断って今家を建てられているところなので、資料の写真は相当古いと思う。

あとで出てくる話と関係するが、この方が景観の助成金を使いたいということで、市の窓口に行ったところ、それはなかなか使いづらくなるから使わないほうがいいと言われ、それで私のところに相談に来られた。

実際に助成金の実施件数がゼロということで資料に書かれており、そういうことが絶対にないようにしていただきたい。

事務局：最新の資料でないことについて申し訳ない。再度現地確認させていただく。

久世委員：景観については課が違うと思うので、こういう意見が出たということを報告してほしい。

事務局：承知した。

久世委員：火災の跡地について、まちづくり株式会社との情報共有というところで、昨日会議があったが、未定ということであった。しかし漏れ伝えで聞いた話では、建物を作る方針で、来月にも決定するのではないかという噂を聞いたが、最新情報はどうなのか。

事務局：ご発言のとおり、先日役員会があって、今後店舗を建設しようという決定がなされたということを確認している。ただし、中にどのような人が入るのか、どのような店舗にするのかということは決まっていないとのこと、具体的な情報はまだ得ていない。今後、具体的に店舗建設に向けて話が進んでいくと思われ、関係課と連携を取りながら、城下町の雰囲気に沿わない建造物が建築されないように、早めに情報をいただけるよう働きかけていきたい。

久世委員：この協議会に産業課がないというのは、組織として欠けている点だと思う。ぜひ改善してほしい。

また、石上祭の件で、調査をされるということは大変いいことだと思うが、将来的に犬山祭のように国指定や県指定を目指す目的があるのか。今回頂いた資料にはそういうことは一切書かれていないが、今まで行政でそういう報告書を作ったりお金を出して調査をしたりというときには、必ずそういう目的があったと思うがどうか。

事務局：現在、石上祭は市指定になっている。この調査は次の県指定を狙えるくらいのレベルで進めていきたいと考えているが、県には県の指定のやり方があり、審議をしていく順番があると聞いているため、この段階で必ず指定されるとは言えない。しかし精度としては県指定を狙えるようなしっかりとした調査をして、成果がまとまり、その成果が価値にふさわしいということであれば、当然申請していきたいと考えている。

久世委員：事前に打診などはしているのか。

事務局：情報提供はしている。そういう調査をしているということは県に伝えてある。

苅谷委員：先程の火災跡地の復興だが、一部残念な状況であり、また一部では復興ということでそれは結構なことだが、かなりしっかりしたものを、大変なのはわかるが、しっかりとした指導や助言をしないと、犬山城下町の風格が金輪際なくなってしまうのではないかと思う。個別の所有者や店舗はあるが、歴史まちづくりの瀬戸際だと思っている。その点をしっかりと事業者理解してもらおうと同時に、市が様々な観点からサポートしないといけないと思う。

それで少し状況が違うかもしれないが、兵庫県の城崎がほぼ同じ時期に火災になっていて、あそこはかなり早くから県も市も入って、景観の補助金も使って、一緒に作ってやっており、いくつかいい例も出ているようだ。まだ確認していないが。徹底した計画のもとでしっかりとやっていただきたい。

それから、石上祭の調査の件で、将来的には県指定などを目標にしているということだが、どの程度しっかりとした調査を学術的にできるのかということである。そういうことに権威のある先生を調査組織の中に入れることが次のステップを踏むのにいいのではないか。調査してこの程度の報告書ができましたではなく、県指定や国指定に耐えうる状況づくりをしていかないと、いつまでたってもできない。頑張ってくださいと思う。

成瀬委員：一度祭を見ていただいて、県指定になりうるかどうかを見ていただけたらいいと思う。犬山には変わったお祭りがたくさんあるので、全部一緒にやるとかいろいろやり方はあると思う。

事務局：火災跡地の件については、全くその通りであり、しっかりとやっていきたいと思う。石上祭の調査体制については全くご指摘のとおりである。このメンバーについては実は愛知県にも話をしており、先程の久世委員からのご指摘のとおり情報共有はしており、このメンバーなら大丈夫というお墨付きを頂いているため、この方々と我々で協働して、現地のヒヤリングも実施した上で、手順等間違いのないようにした上で、こんな調査報告書ではダメだということがないようにしていきたいと思っている。

## 議題1：犬山市歴史まちづくり賞事業実施要綱（案）について

事務局より、犬山市歴史まちづくり賞について説明を行った。

### 《質疑応答》

苅谷委員：こういう賞を作ることは非常にいいことだと思っているが、これから毎年やっていくということか。

事務局：そのとおりである。来年度から毎年やっていくということで進めている。

苅谷委員：簡単に言うと、そういう賞に値するものが毎年出てくるかということ、非常に難しいと思う。うーんと思いつつも、やっぱり今年も頑張って賞をあげようということになると、少し水準が下がるという可能性もある。だからこの賞は犬山の歴史文化を表現する風格を持っていないといけない。そのためにはかなり市民も市も積極的にやらない限り、こういう賞は持続できないと思う。そのあたりをまず確認しておきたい。それから第3条の表彰の対象だが、これ見ると「いずれにも該当する」とある。これはか

なり難しいのではないかと思います。この規定に全部当てはまらないといけないということになると思うが、例えば2項の「公道から外観全体が見えるもの」というのは、ここで言う「外観全体」というのはどういう意味か？

事務局：これは道路から建物の間口から間口のある程度の正面が見えるということである。奥までは見えないが、建物の表面全体が見えるということである。

荻谷委員：そうすると「外観全体」というのは少し違うと思う。外観というと正面部分と屋根が外観部分だと思う。角地の場合は側面も入るが、どのあたりを言っているのかがわからない。「外観」だけでもいいと思う。それからそれに関連して第7条である。(1)で「公道沿いに接する外観部分」とあるが、第3条では「外観全体」と言っていて、第7条では「外観部分」と言っている。これは言いたいことは同じなのか違うのか。同じであるならば、同一の表現を使ったほうがいいと思う。

事務局：まず第3条第2項だが、「全体」とすると奥まで全部見えると解釈されるといけないので、これは見直したいと思う。あくまでも公道から見える表部分だけなので、そういう表記に修正したいと思う。あと、第7条についても、こちらあくまでも公道から見える表部分ということなので、こちら修正したいと思う。

荻谷委員：ついでに聞くが、公道以外の公共的空間から見える外観というのではないのか。例えば重点区域にはないかもしれないが、公園だったり河川だったりというのは公共的空間である。だから公道に限定しなくてもいいのかもしれないし、重点区域には公道以外に接するものがないということならそれでいいし、そのあたりは広くとったほうが後で動きやすい。つまり「公道その他公共的空間から望見できる外観」という表現ができる。登録有形文化財の登録基準は外観をそういうふうに定義している。

事務局：全くその通りである。この会で今の点をご議論いただければありがたい。公共的空間というところまで広げるのか、まずは公道だけにするのか。ただ要綱であるため広く表現したほうがいいと、今の指摘を受けて思っている。ぜひ皆様方からもご指摘をいただきたい。

長谷川委員：第3条第5項の「消防法等の関係法令に違反をしていないもの」というのは、みんな違反しているのではないかと思います。例えば火災報知器の設置についてもほとんどつけていない。建築基準法の関係ではかなり違反している。よってこの規定を入れると問題だと思う。

事務局：これは、前回庁内で連絡調整会議を開いた折に、消防の方から必ず入れてくれと言われたわけではなく、表彰したのはいいが、消防法に違反してはいけないので、審査はしっかりやってくださいという指摘があったのは事実である。よって、ここは要綱からは落としておいて、実施要領などに定めておくという方法も考えられたが、一度要綱に入れてみて、たたき台として提案してみようということ今回お話をさせていただいた。しかし、今の長谷川委員からの指摘を受けてどうしていかうかということについても、意見いただければと思う。

荻谷委員：これは書かざるをえない。ここはあえて消防法などは書かずに、関係法令でいいと思う。それから自薦他薦とあるが、たくさん募集があった時に、それを全部関係法令に違反していないか確認ができるかということである。というのは、長谷川委員がおっしゃるようにかなり細かくチェックしないと違反しているかわからない。だからこれはかな

り厳しい話だが、市としては表彰する時に何かあってはいけないため、指摘しておく。

成瀬委員：これは賞をもらって誇りを持てるようなしくみを作るべきと思うが、それにしてもハードルが低すぎるのではないかと思う。そういう意味では毎年検討もするし、調査もするのだが、該当者なしという年があってもいいのではないかと思う。賞をもらうことで誇りを生み出すという仕組みにしていくことによって、そこにまちづくりを反映させていく。そのように総合トータル的な中でやっていくべきではないかと思うが、その辺はどうお考えか。

事務局：まずは一年というお話をしたが、この賞をもらうことによっていい建物だということを知ってほしいという目的がまずある。よって賞をもらったからなんだということにはしたくないため、格式高いものにしたいと思う一方で、毎年賞に合う物件が出てくるかという心配はある。そこはもう一度検討して、制度の質は落とさずに、いかによいものにしていくかということとは内部でも考えたいと思う。

越澤会長：確認だが、実施要項案は本日の会議の中でどこまで詰めておく必要があるか。要するに委員から幾つかこうすればいいんじゃないかという意見が出てくれば、それを再度持ち帰って検討をするという、そういう理解でよろしいか。

事務局：事業の軸の整理等は庁内の法規担当とも詰めてやっていくため、まずはこの事業をやっていくことの可否や、やり方の大枠を決定していただき、細かな整理は事務局に任せていただきたい。

苅谷委員：これは提案だが、成瀬委員がおっしゃったように、やはり誇りの持てる賞にしていきたいため、選ばれた場合に表彰状だけではなく、プレートを出してあげるのはどうか。それを外観の目立つところに掲げていただきたい。ここに書く必要はないと思うが、運営規則等でそうしていただければと思う。

越澤会長：いくつかこういうことだと思う。実施要項については概念とか軸の統一性を再度確認をお願いしたい。それから公共空間から見えるという文言については、苅谷委員から指摘があったように、もう一度チェックをお願いしたいと思う。それで専門部会で変な建物の指定はやめようということで、十分議論した。直接犬山市の居住者や関係者が審査するよりは、無関係な第三者の者がニュートラルに審査をして、なおかつ変な建物を表彰したと言われないうにしようということで、審査機関を専門部会にした。よって実際にどれくらいの件数になるかわからないが、委員の共通認識としてきちんと議論してきた。ゆっくりまず一年、表彰対象がよかったねと言ってもらえるように実施したいというのは事務局も思っていることである。

今日は事務的な決定まではしないということであるから、一応こういう事業をやるということについてはよろしいか。毎年かならず結果はこの協議会で報告する。では、こういうことやるということについてはご了解を得られたということで、あとは事務的な見直しと、決裁ということで進めてよろしいか。ご了承を得たので、来年度から実施とする。

## 議題 2 : 犬山市歴史的風致維持向上計画の変更 (案) について

事務局より、『犬山市歴史的風致維持向上計画』の変更について説明を行った。

### 《質疑応答》

- 久世委員：ページ数でいうと89ページになるが、旧体育館に関する記述で、新たにつけ加えられた赤い部分だが、誰が何を検討するのかよくわからない文章であるため、もう少し具体的にお聞きしたい。
- 事務局：検討する項目としては周辺環境や木曾川に配慮してということであるが、もう少し詳しく記載したほうが良いということか。
- 久世委員：例えば柴田議員がこの前一般質問されたことで、観光案内所を城前に整備するという方針を市が示されている。そういうことがここに書かれていない。それではそれをどこに作るのかということと、針綱神社のトイレについてもご神木との関係もあると思うが、あれも拡張するという市の方針が表明されているにも関わらず、それもこの文には出てこない。これでは歴史まちづくり協議会軽視と言わざるを得ない。そういうことも含めてこの協議会でご意見をいただいた上で市が決定していくというのが筋ではないかと思う。景観の保全というこれだけ見ると何もしないというように見えるが。市が方針を示している部分は計画に載せて、それ以前に、載せる前に委員の意見を聞いて、方針を決めるべきだと思う。
- 事務局：今の段階ではたしかに方針は決まり、そういう方向で検討していることは事実だが、これは計画的に最終決定しているものではなく、その段階でここに書くのはまだ早いという判断をし、このように提案させていただいている。今のご指摘は書いたほうが良いということか。
- 久世委員：議会で表明しているのだから、それは記載しなければおかしいのではないか。歴史的風致維持向上計画は縦割り部署を横で繋いだ総合的な計画だと聞いて議決をしたし、今までもそのように進めてきたと思うが、最近順番が逆になっていると思う。前回前々回のときにも同じことを言っているが、やっていることと書いていることが違う。それではいけない。行政計画であるのだから。観光案内所についても、あくまでも内部で検討している段階で、計画に書いていないのだから、市の正式な決定として議会で言うてはいけない。そういう順番を守らないといけないと思う。やるならやると計画に書く。最終決定は市長がするし、議会が承認するのだが、この協議会を越してそういうことを決めてはいけないと思う。
- 事務局：協議会も年に一度の開催であるため、タイミング的なこともあろうかと思う。ただそれなら早めてやれば良いと言われればその通りである。いずれにしてもこの計画は細かい計画を載せる部分もある一方で、大枠のみを記している部分もあるため、ここに細かいものも載せるのが適当なのかどうかというところを国に確認させてほしい。それは国の方の方針もあるため。ただ書くべきことであれば書きたいと思う。
- 久世委員：一つ具体的に言えば、昨日観光キャンペーンの説明会があった。観光案内所はどうなるかと聞いたら、祭前までにはプレハブとまでは言わないまでも、箱のようなものを城前に置くと言われた。それは景観に配慮したものなのかどうか。景観阻害物件として体育館を除去したわけだから、景観を阻害するようなものをまさか行政が置くわけ

がないと思うがどうか。しかし祭の前までには置くと昨日発言があった。私はそこで初めて聞いた。結局そういうことがチグハグに進んでいるため、どこがリーダーシップを取ってやっていくのかも明確ではない。結局ここにいる皆さんも突然そんなものが建って、そんなの全然聞いてなかった、協議会でもそんなこと承認してないと言われる。

事務局：ご指摘にお礼申し上げます。最終的に景観のことについては大枠ここで景観に配慮していきましょうということを記述している。個別の所が欠けている欠けていないというところはあろうかと思うが、景観に関しては各課横断的にそういう認識を持っている。そのことだけ申し上げておく。

荻谷委員：体育館跡地をはじめ、犬山城周辺の文化的空間の整備をどうしていくかということはすごく大事な話だと思う。だからここに公共的なものを作る場合はものすごく慎重にならないといけない。場合によっては作ってはいけないかもしれない。そういう議論は文化財審議会ですべきなのか。しっかり議論しないと後でしまったということになりかねないので、私はそのことに懸念を持った。

越澤会長：この他は事務的な修正であるため、自動的に変えるということで。今の旧体育館跡地については私も市議会の経過などは知らないため、少し協議されてもいいのではないかと思う。

市長：観光案内所の代替施設は作る。作るという政策判断をしているため作る。しかしどこにどういうものを作るかということは、多少なりとも掘って文化庁の了解のもとに進めないといけないし、それに応じて適地の判断も当然していかないといけない。建てるということになれば、例えばピンクの建物を建てるなどという景観にそぐわないことはやらないわけで、そこは景観を考慮してやるということになるかと思う。トイレについては、あれは多少ずれるのか？

観光交流課長：少し上に移動する。全体的に大きくなるので、その分少し上に移動する。

市長：基本的には今のものを改修する形で進める。ここの記述について緑地帯と書いてあるが、この協議会の位置づけを尊重するのであれば、旧体育館跡地部分の整備については、緑地帯ではなく、ここでの整備そのものを景観に配慮してやっていくという内容になると思う。建てる方がいいかどうかをここで判断するのか。ここはそういう会議なのか。

成瀬委員：この文章は基本的にどこへ出してもおかしくない文章を出すということから判断すると、先程から出てきたような細かい内容を盛り込むとなると少し違うのではと思う。しかし今の話を聞くと、基準はしっかり持つことが必要だと思う。それで、少し難しいかもしれないが、ここは会長・副会長できちんと見ていただいて判断していただくのが一番いいのではないかと思うがいかがか。

越澤会長：少し議論を整理すると、どの都市も歴まち協議会が開かれるのは年に1回ぐらいである。事務的にも、何度も開催というのは難しいと思う。

協議会で変更内容について了解を得て、同時並行で事務局が国へ相談しに行き、市長決裁を経て、正式に国に申請という流れである。協議会は若干1年に1回の開催であるため、タイムラグが生じることがある。ただここにすべての施設計画を盛り込むという趣旨ではなく、その方向にそぐわないものが出てきた時は当然議論になっていいと思うが、協議会は詳細な案を議論する場所ではないことは事実である。そこで今の原



案で出ている文言を少し変えてみて読み込めるならそれでもいい。これまでの議論を踏まえて事務局としてこれという案があれば提案してもらい、それでよいということならばそれでいい。

事務局：例えば今の案だと緑地帯と限定しているので、緑地帯という言葉を整備というように変えたらどうかと思うが。

久世委員：文面で事務局から出てきたものをごちゃごちゃと議論するということはしたくない。細かいことをどうこうということではなく、たたき台を作ったとしても、この協議会でしっかり議論した上で、それを基に計画を作って実施していくというのが筋ではないかと言っている。今までは体育館を除却した後は、そこには何もない方がいいということで進んできたため、この文面で間違いはないと思うが、ただ今の行政の進め方として違ってきている部分、例えばほかに適地がなければ、体育館を除却した跡地に建てることになるかもしれない。そうしたらまた計画が変わってしまう。そうなる前にしっかりと皆さんの意見を確認しないとイケないと言っている。協議会というのは学識経験者の皆さんの意見を聞いて、市がそれを尊重して進めていく場だと思うため、皆さんの意見を聞いてほしい。

荻谷委員：文化財的空間の保存整備ということで、慎重にならざるをえないということを行ったが、久世委員の話聞いて、「緑地その他歴史まちづくりに資する施設整備を進める」というようにやわらかく書く。もう一つは歴史まちづくり賞にこだわるが、もしそのことで施設整備をするのであれば、その賞の対象にするくらいのつもりで、つまりお手本にするくらいの気持ちでやってほしいと思う。

越澤会長：ではこのように進める。今の一箇所を除いて歴史的風致維持向上計画変更案について了解を得たいと思う。それから事業評価についての議題を進めて、それが終わったら若干小休止をして、そこで文字の修正案を事務局と相談してご提示したいと思う。その方向でよろしいか。それでは、今の一箇所を除いて、犬山市歴史的風致維持向上計画変更案についてご了解を得たということではよろしいか。議題3の事業評価は認定都市は必ずやりなさいということになっているため、これを先に仕上げることにする。

### 議題3：平成28年度歴史まちづくりに関する事業の評価について

平成28年度の進行管理・評価シートについて事務局より説明を行った。

#### 《質疑応答》

久世委員：景観助成金については窓口で弾いているというケースがあると思っており、積極的に活用を図っていく方針でいってほしい。登録有形文化財の指定もゼロということだが、これも長谷川先生が色んな所に啓発してやってこられたところだと思う。これについては飽和状態にあるのか、それとも候補物件はあるが、なかなか呼びかけに応じただけなのかどちらか。

事務局：候補物件は挙げさせていただいているが、これは文化庁の調査官に調査をしていただかないとイケないのだが、手が回っておらず、待っている状態である。

越澤会長：景観助成についてはすぐにも関係課に伝えていただきたい。登録有形については候補はあるということなので。

住野代理：愛知県の文化財保護室から一言。犬山市から2件登録候補物件として挙げられているが、調査官が3人しかおらず、その方々が一年をかけて全国を回っているという状況で、愛知県に来ていただけるのが1日だけである。今年度は三河地区を回るということで、スケジュールのこともあり、他の市町でも候補を挙げてもらっているところもあるが、待ってもらっている状況である。決して犬山市が候補を挙げていないということではない。

越澤会長：他に質問がないようならここで小休止をとり、歴史的風致維持向上計画変更案の文言の修正について少し話し合っ、ご提案したいと思う。

#### 《小休止》

越澤会長：今見え消しで修正部分分かる資料を用意している。待ち時間を利用し、本日、愛知県から来ている人は実は犬山市から出向しており、皆さんの中にはご存じの方もいらっしゃると思うが、少し視野も広がったと思うので、自由発言を。

住野代理：県で勤務をしてわかったことだが、犬山市の名前は毎日のように聞いているし、文化庁の調査官と二人で県を回ることもあるが、調査官も気にしてみえる。犬山の城下町に最近行っていないけれどどうかと聞かれることもある。そういう期待してくれている方たちや気にかけてくれている方たちがたくさんいるため、そういう人たちの期待を裏切らないように、歴史まちづくり課として頑張っていく必要があると思う。愛知県内でも今年重伝建に有松が指定されたが、指定されるとまたいろんな課題が出てきているため、指定される前からいろんなことに目を向けてしっかりやっけていかないといけないと思っている。また戻ってきたら、学んだことを返せるように頑張りたいと思う。

苅谷委員：出向の話だが、加賀市や金沢市、高山市など、その他いくつかのところは文化庁に2年間出向している。それでぜんぜん違う。それは文化庁職員として全国に行ける。もちろん給料とかは各市が出すのだが、文化庁職員として動ける。金沢市はもう5・6代目の職員で、2年毎に代わるため、歴史まちづくりその他文化財担当課に出向を経験した職員がいるが、彼らは他の職員とは全然発想が違う。そして、文化庁から来ても話ができる。私も金沢に行くことがあるが、一緒にやったねという話ができる。それが一つ。それから防災の話があったが、地震の可能性もある。私は熊本の地震にも関わっているが、確かビルドビフォーベターというのがあり、災害が起こった以前よりも復旧はもっといいものにしようという考え方である。単なる復旧ではいけない。そうするためにはどうするかというと、災害が起きる前からしっかりと防災機能が必要だということと、残念ながら災害が起こった時にそれにどう対処するか。先ほど、登録有形文化財と景観重要建造物の話があったが、もちろん所有者の合意と市の負担が基本なのだが、なるべく何かの形で位置付けをしておくことと災害があった時に、例えば歴史まちづくり法の中でもまちづくり復興についていろいろ検討ができる。前も話したことがあるが、茨城県の真壁は小さい地域の中に104くらいの登録文化財がある。その内半分くらいしか伝建地区にないのだが、その周辺にも登録有形文化財がある。そして、災害にあってかなり傷んだ時に、結果的に90%以上の補助金が出せた。今の熊本の場合も、登録や指定がされていないものでも結構いいものがある。犬山市

もいっぱいあるのに登録が遅れているものがあると思う。そこにも災害復興基金が回せないかということで、国会議員や知事にいろいろ申し上げた結果、それを一部是正するというので、今は登録にもなっていない、指定にもなっていないものでもいいものについては、とりわけ登録の候補になるものについては、復興基金を使うことができると言っている。そのようについ2、3日前に熊本県の復興基金の運用の仕方が発表された。一番いいのは早めに位置付けしておくことである。だけど災害にあってしまった時に、諦めるのではないやり方もある。

越澤会長：中部地整からひとことお願いしたい。

中部地整：最後にコメント差し上げようと思っていたところである。火災の跡地の話で、景観の維持向上という点で歯抜けになっているところをどうしていくかということだが、実際城下町地区でどれくらいの空き家があるかということをおしは知らないが、景観形成を推進していくにあたっては、所有者の方へのアクションが必要だと思うし、いろんな課の連携や情報共有しながらまちづくりを進めていただければと思う。

越澤会長：引き続き犬山市のことをよろしくお願いしたい。

それでは先ほどの続きを再開する。まずこの地区の状況について話を伺った。そして行政計画の熟度というものを伺った上で、こういう形でご提案をさせていただく。体育館跡地は公有地であるから、市として民間に売却するなどという意志はなく、市の財産で大事に使っていきたいということであった。それを踏まえ、歴史的風致維持向上計画の中で議論しているということになると、歴史的風致に資するところの用地であるということ、これくらいの書き方が一番よろしいのではないと思う。利用をどうするかということは、当然計画があって予算も伴うため、市議会に案件が挙がるし、景観法など関連法の個別のチェックを受けるため、歴史的風致維持向上計画としてはこの体育館跡地を大事に使ってくださいということくらいがちょうどいいのではないかなということ、他都市の歴史的風致維持向上計画での個別の事業の書き方を私は知っているため、それも踏まえた上でこのような形でいかがか。当然議事録はすべて残っているため、これまでの委員の意見も踏まえてこんなところでどうかというのが提案であるが、どうか。よろしいか。

委員：異議なし

越澤会長：では今後は「資する」ということで、市でも進めていただければと思う。成瀬委員からも何かあれば会長・副会長に相談しながら進めたらどうかという意見があったため、また重要な事があれば情報を頂き、何かアドバイスできることがあればしたいと思う。皆さんもいろんな立場で、中部地整や県も含めてご支援いただけたらと思う。では、こういうことで無事ご了解いただけたということで、本日の議題は終了ということになるが、先ほど県と中部地整からはお話いただきましたが、せっかくなので、他の皆さんも一言いただけたらと思う。

川瀬代理：今では観光客の方にたくさんお越しいただいているが、これも電線の地中化など一生懸命やっていたいただいたおかげだと思う。火事があったところは、ああいう形でお店ができていて、その横にいい建物が建って、すこしでも悪くなった景観が良くなればと思う。

今村代理：一宮建設事務所は道路とか河川などのインフラ整備をしているところだが、歴史まちづくりに関しては、今は予算が少ないため、橋の建設など大きな事業もあるが、大変

難しい。歴史まちづくりにも協力していかないといけないと思っているが、今のところできないというのが状況である。

岩川代理：本日の話の中で一番私が気になったのは、火事の跡地で今後の利用をどうしたらよいかということで、どういう利用がなされるのかよく目を光らせてという話があったが、注意深くやっていただきたいと思うし、関連して景観の問題についてはこれは地域の方の理解の向上というのが必要だと思うため、継続して粘り強くやっていただけたらと思う。

鈴木委員：都市整備部は、これまで電線の地中化などハード整備を行ってきたが、ハード整備については大方終わったと思う。同じ都市整備部の中でも先ほど久世委員から出た景観助成については都市計画課でやっている。これについても積極的に助成したいと思っているが、届出制度ということも、なかなか守っていただけないところもあるが、指導やお願いをしていきたいと思う。またのぼり旗などの景観についても、観光客の方の目につきやすいため、景観審議会などで議論をして、今後の方針を示していきたいと思う。

中村代理：今お手元に観光パンフレットを幾つか配布させていただいた。私は3年前までは歴史まちづくり課に在籍していたこともあり、観光分野についても本物を求めてということで、きちんとした歴史文化を見ていただくということを基本方針にしており、今後もその方向で進めていきたいと思うし、犬山城の登閣者数も過去最高を記録しているため、歴まちをベースに観光を展開していきたいと思っている。

吉野委員：皆さん色々意見をいただきお礼申し上げたい。担当部局としては今日頂いた意見を真摯に受け止めなければいけないと思う。それを踏まえて今後も歴史まちづくりを推進できるように取りまとめをしていきたいと思う。特に火災跡地については行政側の指導助言が大事だということであるため、そういうことを踏まえながら関わっていききたいと思う。今後のいろいろな指導等よろしくお願ひしたい。

久世委員：どうしても計画の変更は細かい文言の修正だけになってしまうが、本来は犬山をどういうまちにしていくかということをお話し合う場だと思っている。荻谷先生から冒頭に競争が激しくなっているという話があり、犬山が他の市町との関係においてどういう立ち位置にいるべきか、犬山の独自性について次回は議論をできたらと思う。

柴田委員：久世委員がおっしゃっていたことと全く一緒に、この会が年一回しか開催できないことは非常に残念である。歴史的資産の保存活用に関することもここで議論することになっており、これからの未来について、もし時間がとれるなら自由討議できる場にしていただければと思う。

越澤会長：では次回は今の意見も踏まえて議事進行をお願いしたい。表彰制度については、今日承認をいただいたため、専門部会としてもやってよかったと言われるように、一年間頑張ってやっていきたいと思う。